# 南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

## ※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	農山村地域復興基盤総合整 (営農再開支援水利施設等		事業番号	(5)-40-1
交付	 交付団体		南相馬市	事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市(直接)	
40.4	総交付対象事業費		(255,825)	人从本类典	(255,825)	
総交			312,620 (千円)	全体事業費	312,620 (千円)	

#### 帰還環境整備に関する目標

市が管理する排水機場等の基幹的土地改良施設は、農業生産活動の根幹を成す基幹的インフラである。これらの基幹的土地改良施設は、避難指示区域全域に存在し、震災以前は市及び受益者が経費を負担して運転・補修を行い、地域農業の発展を支えてきた。これら施設については、原子力災害に伴う受益者・管理者の避難や営農活動制限の影響を受け、その費用負担や管理体制が維持できず、施設機能の保全が困難となっている。

これらの施設は地域の基幹的施設で、地域営農の再開を果たす上で不可欠な施設であることから、この機能を維持していく必要がある。

本事業を導入することにより、基幹的インフラとしての機能を維持し、被災農家を含めた地域住民の帰環促進と営農再開を図っていく必要がある。

#### 事業概要

農業用排水施設等を保全するために必要な点検、見回り、除草、清掃及び管理運転等の保全管理や、農業用排水施設等の利用再開のために必要となる試運転、機能診断、補修・補強等を行う。

【南相馬市復興総合計画 後期基本計画 政策の柱3 産業・仕事づくり】 P49

基本施策7 農林水産業 施策19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 湛水防除施設・海岸保全施設の適正な維持管理

## 当面の事業概要

#### <令和2年度>

概要: 1 農業用排水施設等の保全管理 一式(11施設)

- 2 農業用排水施設等の試運転、補修等 一式(11施設)
- ・排水機場・・・・・・8箇所(金沢、泉、前向、小浜、谷地、小高、塚原第二、福浦南部)
- ・海岸保全施設(樋門)・・・3箇所(金沢、雫、渋佐)

## <令和3年度以降>

継続して事業実施予定

#### 地域の帰還環境整備との関係

避難指示区域であった本地区における営農再開の加速化には、排水機場等の防災施設の機能維持が不可欠であることから、再生加速化の目標達成に向け、農業用排水施設等の保全管理並びに試運転、補修等を行う必要がある。

## 関連する事業の概要

南相馬地区直轄特定災害復旧事業…小浜、谷地、塚原第二、福浦南部排水機場 県営災害復旧事業 …金沢、泉、前向、小高排水機場 金沢、雫、渋佐樋門

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

# 南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	47	7 事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業		事業番号	(5)-40-7
			営農再開支援水利施設等保	全事業(南相馬小高地区)	争未甘与	(3)-40-7
交付	交付団体		南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費		東事業費	(72,843)	全体事業費	(72,	843)
			93,179 (千円)		93,	179 (千円)

#### 帰還環境整備に関する目標

大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理が適切に行われてきたが、原子力 災害による5年以上の避難により、農業用施設を管理する地域農業者が減少し従前のように適切な維持管 理ができず施設の劣化、機能低下が進んでいる。

このため、本事業を導入して農業用水利施設等の保全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。

#### 事業概要

## (1)事業の概要

本事業の対象となる小高区は、平成23年3月11日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により5年以上の長きにわたり避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかった地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設等の周辺が荒廃している状況となっているため、農業用水利施設等の保全を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。

### (2)事業量

#### 農業用水利施設等の保全

1) 農道

N=178路線

2) 農業用用排水施設等(頭首工・揚水機場) N=93地区

(ため池)

N = 9 2 地区

【南相馬市復興総合計画 後期基本計画 政策の柱3 産業・仕事づくり】 P49

基本施策 7 農林水産業 施策 19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 営農再開への支援

## 当面の事業概要

#### <令和2年度>

・農業用水利施設等の保全

1)農道

N = 1 2 0 路線

2) 農業用用排水施設等(頭首工·揚水機場) N=86地区

(ため池)

N = 9 2 地区

#### <令和3年度以降>

継続して実施予定

#### 地域の帰還環境整備との関係

農用地や農業用施設の保全管理は、大震災前まで地域農業者が中心となって適切に行われてきたが、原子力災害による地域農業者の長期にわたる避難により、震災前のように適切な維持管理ができない状況が続いている。

避難した地域農業者が避難指示の解除された小高区に帰還する環境を確保するためには、生業の確保が不可欠であり、農業は震災前から小高地域における主要な生業である。農用地や農業用施設の適切な管理によって、営農再開が可能な状態を確保し、地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進、地

域農業の再興に繋げる。	
関連する事業の概要	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

## 南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	91	事業名	農地防災事業(小高区ため	)池)(基金型)	事業番号	(5) -40 -27
交付	団体		南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市	(直接)
総交付対象事業費		東事業費	664,204 (千円)	全体事業費	664	, 204 (千円)
帰還	環境團	を備に関す	る目標			Education and the second secon

南相馬市小高区は、震災以前の水稲作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度~平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、平成 29 年度からは全量生産出荷管理区域となり、小高区全域の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず令和元年度の水稲作付予定面積は、約 100ha にとどまっている。

震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、帰還し維持管理を担う地域農業者が減少し震災以前のような適切な管理ができず、施設の劣化や機能低下が進んでいる。

このため、本事業を導入してため池の改修を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業の再建を図る。

#### 事業概要

#### (1) 事業の概要

ため池の利用再開のための改修を行い、営農を再開できる環境を整備する。

#### (2) 事業量

ため池の改修

1) ため池改修工事 N=7箇所(受益面積:65.5ha)

【南相馬市復興総合計画 後期基本計画 政策の柱3 産業・仕事づくり】 P94 基本施策7 農林水産業 施策19 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 営農再開への支援

#### 当面の事業概要

#### <令和2~4年度>

1) ため池改修工事 N=7箇所(受益面積:65.5ha)

#### 地域の帰還環境整備との関係

小高区内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な農業用施設であるため池の機能回復が必要である。当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の高め、地域農業の再建を図ることで住民の帰還促進及び農業復興の加速化に結びつけるものである。

#### 関連する事業の概要

# ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業			
事業番号			
事業名		 	
交付団体		 	
基幹事業との関連性			

# 南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

# ※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	92	事業名	農業基盤整備促進事業(カ	(井塚原地区)(基金型)	事業番号	(5) - 42-7
交付	団体		南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市	(直接)
総交付対象事業費		事業費	442,816 (千円)	全体事業費	4 4 2	, 8 1 6 (千円)

### 帰還環境整備に関する目標

南相馬市小高区は、震災以前の水稲作付面積が約 1,230ha であったが、震災後は避難指示区域に指定されたため、平成 23 年度~平成 26 年度は試験田を除いて作付け中止の状況にあった。平成 27 年度からは作付け再開準備区域となり実証栽培が行われ、全量生産出荷管理区域を経て平成 30 年度からは一部帰還困難区域を除いて小高区の作付制限はなくなった。しかし、地域農業者の帰還が未だに進まず令和元年度の水稲作付予定面積は、約 100ha にとどまっている。

震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設の維持管理は適切に行われていたが、原子力災害による長期にわたる避難の影響によって、帰還し維持管理を担う地域農業者が減少したことに加え、津波被災ガレキ撤去のために重機がほ場を走行したことから、ほ場に埋設されていた暗渠排水管の劣化や機能低下が進んでいる。

このため、本事業を導入して暗渠排水管の復旧を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況 を構築し、今後営農再開が見込まれる地域農業者の営農再開意欲の向上と住民の帰還促進を図り、地域農業 の再建を図る。

#### 事業概要

## (1) 事業の概要

暗渠排水管の機能を復旧し、営農を再開できる環境を整備する。

#### (2) 事業量

暗渠排水管の復旧

1) 暗渠排水管復旧工事 大井塚原地区 A=92.4ha (既設暗渠管撤去処分、水閘·暗渠管復旧)

【南相馬市復興総合計画 後期基本計画 政策の柱3 産業仕事づくり】 P49

基本施策 7 農林水産業 施策 1 9 農業生産基盤と農村環境の整備 主な取組 ほ場整備の推進

#### 当面の事業概要

### <令和2~5年度>

暗渠排水復旧工事 大井塚原地区 A=92.4ha (既設暗渠管撤去処分、水閘・暗渠管復旧)

# 地域の帰還環境整備との関係

小高区内の営農再開促進、農業復興の加速化には、暗渠排水管の機能を回復させ土地利用型農業を復活する必要がある。当該事業を実施することにより、今後営農再開が見込まれる地域農業者の再開意欲を高め、 地域農業の再建を図ることで住民の帰還促進及び農業復興の加速化に結びつけるものである。

#### 関連する事業の概要

農用地等災害復旧(大井塚原地区)工事

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
事業番号		
事業名		
交付団体		
基幹事業との関連性		